

療養解除届

県立阿賀野高等学校長 様

県立阿賀野高等学校

____年 ____組

生徒氏名 _____

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日	令和 ____年 ____月 ____日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 ____年 ____月 ____日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 ____年 ____月 ____日
登校開始日	令和 ____年 ____月 ____日

令和 ____年 ____月 ____日

保護者氏名 _____

保護者の方へ

- ・インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

〈出席停止期間の数え方〉

◎インフルエンザの場合

【出席停止の期間】

発症から 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで

【例①】

5/11に発症⇒5/17より登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			
						登校可能

5/11 に発症（0 日目）し、5/14（発症から 3 日目）に熱が下がった（解熱）場合でも、発症から 5 日を経過していないため、登校可能は、解熱後 2 日を経過した 5/17 となる。

【例②】

5/11に発症⇒5/19より登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								
					0日目	1日目	2日目	
					解熱			
								登校可能

5/11 に発症（0 日目）し、5/16（発症から 5 日目）に熱が下がった（解熱）場合でも、解熱から 2 日を経過していないため、登校可能は 5/19 となる。

◎新型コロナウイルス感染症の場合

【出席停止の期間】

発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで

【例①】

5/11に発症⇒5/17より登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						
			0日目	1日目		
			症状軽快			
						登校可能

5/11 に発症し、5/14（発症 3 日目）に症状が軽快した場合でも、発症から 5 日を経過していないため、登校可能は 5/17 となる。

【例②】

5/11に発症⇒5/19より登校可能

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								
						0日目	1日目	
						症状軽快		
								登校可能

5/11 に発症し、5/17（発症 6 日目）に症状が軽快した場合でも、症状軽快から 1 日を経過していないため、登校可能は 5/19 となる。